

公益活動等に対する寄附金

寄附の 区分	国・地方公共団体 に対する寄附金	指 定 寄 附 金	特定公益増進法人 に対する寄附金	認 定 N P O 法 人 に対する寄附金
寄附を した者の 税制上の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・国公立学校 ・国公立図書館 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・国宝の修復 ・学校の建設 ・オリンピックの開催費用 ・赤い羽根募金 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本育英会などの特殊法人 ・公益法人のうち、科学技術の試験研究や学生に対する学資の支給を行うもの ・学校法人 ・社会福祉法人 など 	<ul style="list-style-type: none"> 特定非営利活動を行う法人（NPO法人）のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの
所 得 税	「寄附金（※）－1万円」を所得から控除 ※ 総所得の25%を限度			
法 人 税	全額損金算入		一般の寄附金（注）とは別に、以下を限度として損金算入 (所得金額の2.5%+資本等の金額の0.25%) × 1/2	
相 続 税	国、一定の公益法人、認定NPO法人等に寄附した相続財産は、原則として非課税			

- (注) 1. 一般の寄附金とは、法人の支出する寄附金のうち、国等に対する寄附金、指定寄附金、特定公益増進法人及び認定NPO法人に対する寄附金以外のもので(所得金額の2.5%+資本等の金額の0.25%) × 1/2を限度として損金算入される。
2. 被相続人が遺言により公益法人、NPO法人に寄附した財産については、原則として相続税は課税されない。

公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて

〔平成14年3月29日〕
閣 議 決 定

1. 最近の社会・経済情勢の進展を踏まえ、民間非営利活動を社会・経済システムの中で積極的に位置付けるとともに、公益法人（民法第34条の規定により設立された法人）について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度について、関連制度（NPO、中間法人、公益信託、税制等）を含め抜本的かつ体系的な見直しを行う。
2. 上記見直しに当たっては、内閣官房を中心とした推進体制を整備し、関係府省及び民間有識者の協力の下、平成14年度中を目途に「公益法人制度等改革大綱（仮称）」を策定し、改革の基本的枠組み、スケジュール等を明らかにする。また、平成17年度末までを目途に、これを実施するための法制上の措置その他の必要な措置を講じる。